

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百十七号

測量計画機関である戸田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

戸田市

### 二 作業種類

公共測量（戸田市四級基準点改算業務）

### 三 作業地域

埼玉県戸田市

### 四 作業期間

令和二年十月六日から令和三年三月二十六日まで